

■ 正誤表

鈴木秀一著『入門経営組織』第4刷におきまして下記の修正がございました。お詫びして訂正いたします。

頁	場所	誤	正	修正
	目次	1 経営組織へのアプローチ ——産業社会と企業の役割——	1 経営組織としての企業 ——企業の正当性——	4 刷
1	章題変更	1 経営組織へのアプローチ ——産業社会と企業の役割——	1 経営組織としての企業 ——企業の正当性——	4
195	図 6 - 7	有限会社	合同会社	4
197	7 行目	(以上は商法で規定)	削除	4
197	8 行目	「有限会社」(有限会社法で規定)の形態がある。	「合同会社」の形態がある(会社法で規定)。	4
198	最終行	2000 年の統計では法人数のわずか 0.3 パーセント (6,966 社)にすぎない。	2009 年の統計では法人数のわずか 0.2 パーセント (5,681 社)にすぎない。	4
199	13-14 行目	2000 年現在,日本の法人のうち 1.2 パーセント, 31,421 社にすぎない。	2009 年現在,日本の法人のうち 1.0 パーセント, 25,548 社にすぎない(「税務統計から見た法人企業の 実態」平成 19 年)。	4
200	下から 3-4 行目	出資額分しかリスクを負わないことが株式会社への広 範な資本集中を可能にした。	出資額分しかリスクを負わない。2009 年の国税庁統 計では,日本には約 250 万社の株式会社があり,会 社形態の 96.6 パーセントを占めている。	4

*記述差し替え(第4刷)

頁	場所	差し替え内容
199	15 行目 -28 行目, 200 頁 1 行目	(3) 合同会社 合同会社は,2006 年 5 月施行の会社法で新しく採用された企業形態である。制度は設定されて時間がたつにつれて,現実の動きとミスマッチを起こすことが多い。合同会社という形態が設置されたのは,情報技術の発達や,新しい金融制度などの経済環境に対応して,日本でもベンチャー企業を創業したり,研究開発のためのイノベーションを起こしやすい会社制度が求められたからである。そのため,合同会社はある面では株式会社と同じ性質を持ちながら,別の面では機敏に時代に対応できる制度になっている。 合同会社の制度的特徴は,出資者全員が有限責任であること,社員一致で重要な意思決定(定款の改正など)が行われること,社員が全員で業務の執行にあたることなどである。株式会社とのちがいは,合同会社は,機関設計や社員の権利内容について広い自由が認められていることである。この新しい時代環境に適合した会社制度は,2009 年現在,国税庁の統計では,合同会社数は 3,990 社(0.2 パーセント)となっている。